

## 平成18年度第1四半期監査における監査の概要について

四半期会計監査については、年度会計監査とは異なり、金融庁の企業会計審議会により定められた「監査基準」等の「一般に公正妥当と認められる監査の基準」がないため、前年度（平成17年度）の監査結果及び「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告第9号）を勘案して、財務諸表及び収支計算書に重要な虚偽の表示がないかどうかの限定的な保証を得るために実施した手続きとなっている。

年度会計監査が、保証業務となっているのに対し、四半期会計監査が限定的な保証に留まっているのは、年度会計監査で実施したリスク評価の手続きを実施せず、年度監査以降の内部統制等の変化について質問等により把握するなどの簡便法によっていることによる。

### 平成18年度第1四半期監査における監査の概要

#### ①全般的手続き

- （ア）平成17年度の決算日後の内部統制の変化及び内部統制の有効性に関して、四半期の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）に重要な虚偽記載等を生じさせる可能性について質問。
- （イ）理事会の議事録並びに重要な伺書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期の財務諸表等に重要な影響を与える事象の発生について把握。又、議事録に記載されていない重要な事実の有無について質問。
- （ウ）財務諸表等の記載が予算書、総勘定元帳と合致していることを確認。
- （エ）上記の他、会計方針、偶発債務及び偶発損失の有無、後発事象の有無について質問するとともに、四半期の財務諸表が「一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準」に準じて作成及び開示が行われているかどうか、収支計算書が「公益法人における内部管理事項」に準じて作成及び開示が行われているかについて概括的な把握等を実施。

#### ②各特別会計単位での手続き

- ①の全般的手続きを実施した結果、「財団法人の内部統制の状況」が平成17年度の決算日後、変化していないことを前提に置き、「資金管理料金特別会計」「再資源化預託金等特別会計」「承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計」につき、其々検証項目を決定し、検証を実施した。

主な検証項目は以下の通り。(詳細は別紙「四半期財務諸表及び収支計算書に対する検証項目」参照)

(ア) 資金管理料金特別会計

- ・ 現金預金残高のうち、現金残高については、出納簿及び金種表と帳簿残高が一致していることを確かめ、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- ・ 未収入金残高のうち、資金管理料金に関するものについては、未収入金管理表と突合した。上記以外のもののうち、1件当たり30万円以上のものについては証票と突合した。

(イ) 再資源化預託金等特別会計

- ・ 未収入金については、預託金の未収入金については、未収入金管理表と突合した。また、再資源化預託金等特定資産の未収利息については、約定システムから出力された未収収益明細表と突合した。
- ・ 再資源化預託金等特定資産残高のうち、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。有価証券については、債券残高明細表と突合し、また、保有する債券の銘柄、額面金額については、財団法人が入手した信託財産運用状況報告書と債券残高明細表が一致していることを確認した。

(ウ) 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計

- ・ 特定再資源化預託金等特定資産取崩収入については、特定資産口座の普通預金通帳における出金額と一致していることを確かめた。
- ・ 特定再資源化預託金等出えん支出については、出えん通知書と突合した。

③ 結論の表明

上記の監査手続きが、実施された結果、平成18年度第1四半期において以下の結論が表明された。

- ・ この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する結論を表明することにある。
- ・ 監査の手続きは、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査手続ではなく、財務諸表等に対する監査意見を表明するための監査手続ではないが、前年度の監査結果及び「東京証券取引所

のマザーズ上場企業の四半期財務諸表についての意見表明業務について(中間報告)」を勘案して、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの限定的な保証を得るために実施した手続きである。

- ・これらの手続きを実施した限りにおいては、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成18年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計、承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第1四半期の財務諸表が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されず、収支計算書は公益法人における内部管理事項に準拠していないと認められる事項は発見されなかった。
- ・財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上